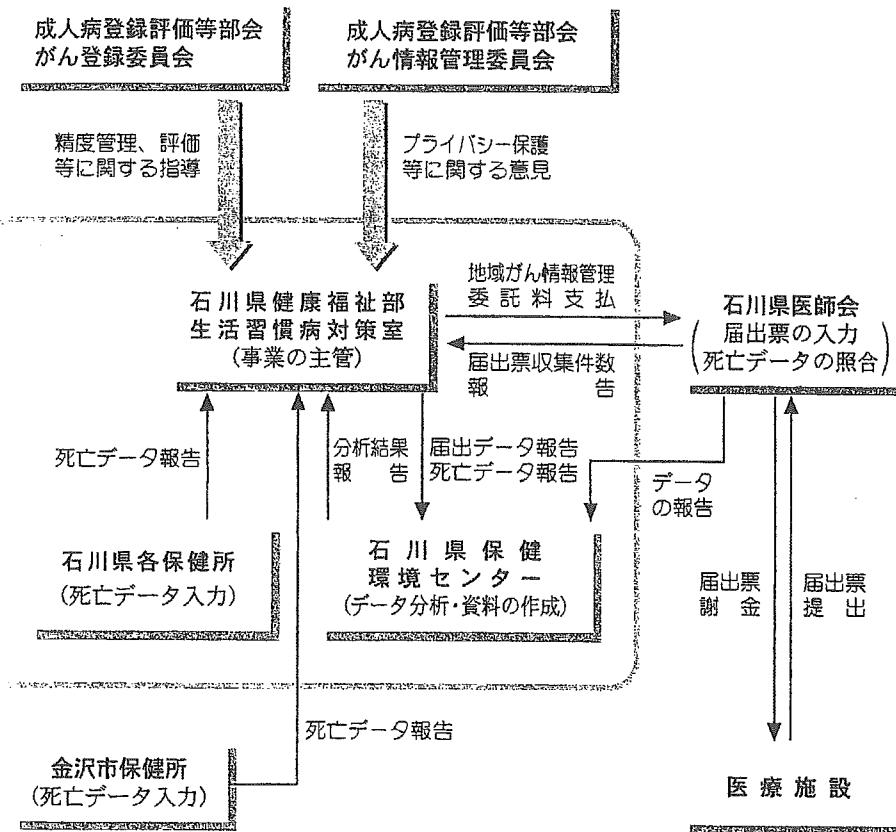


石川県がん登録の実施体制図



平成3年から石川県が実施主体となって、社団法人石川県医師会、県内全医療施設および金沢市保健所の協力を得て実施しています。

石川県地域がん情報管理事業における情報の取扱要領

(目的)

第1 この要領は、石川県地域がん情報管理事業における情報の取扱について定め、もって、個人の秘密保護及び情報管理の徹底を図ることを目的とする。

(守秘義務)

第2 地域がん情報管理の作業に従事する者は、地域がん情報に係る情報及びそれ以外の作業上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その業務を離れた場合も同様とする。

2 石川県医師会長は、地域がん情報管理担当医師(以下「担当医」という。)及び登録作業を行わせる担当係員(以下「係員」という。)に対し、情報の秘密保護に関する誓約を文書で行わせるものとする。

(情報の保守管理)

第3 届出票以外の個人情報が記載された書類は、情報を入力した後すべて裁断又は焼却廃棄するものとする。

- 2 届出票は、すべて施錠できる場所に厳重に保管するものとする。
- 3 入力作業終了後は、必要以外に画面表示をしないものとする。
- 4 入力後のフロッピーディスクは、すべて施錠できる場所に厳重に保管するものとする。
- 5 地域がん情報管理における情報の保守管理及び安全対策は、別紙「障害対策及びセキュリティ対策」によるものとする。
- 6 作業中の事故及び故障に備えるためコピーしたフロッピーディスクは、前述のとおり保管し、保存の必要性がなくなった時点で、すみやかに情報を消去するものとする。

(届出票の問合せに関する留意事項)

第4 届出票の問合せは、原則として、届出医師に担当医が文書で行うものとする。

ただし、届出医師が、所属する医療施設の他の者(がん登録担当医師、病歴室担当者又は医事課長)を指定する場合には、その者に問合わせるものとする。

2 担当医が、医療施設へ出張照会を行う場合には、事前に届出医師と協議の上、医療施設へ出向し、届出票の必要事項のみ採録するものとする。

(登録資料の利用)

第5 地域がん情報として報告・提供される統計資料以外の情報は、石川県個人情報保護条例の趣旨に鑑み、個人情報の保護に配慮しつつ、がんの原因究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進ならびにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。その手続きは「石川県地域がん情報管理事業における情報の取扱要領細則」に定める。

附 則 この要領は、平成3年7月31日から施行する。

附 則 この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

石川県地域がん情報管理事業における情報の取扱要領細則

(目的)

第1 この細則は、「石川県地域がん情報管理事業における情報の取扱要領」第5第1号に基づき、石川県地域がん情報管理事業資料（以下「がん登録資料」という。）を利用するにあたって必要な事項を定める。

(利用者)

第2 がん登録資料を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の者とする。

- (1) 石川県健康福祉部、石川県保健環境センター及び石川県医師会において、石川県地域がん情報管理事業に従事する者
- (2) 石川県地域がん情報管理事業に協力している医師、医療機関及び検診機関の管理者
- (3) 悪性新生物の診断、治療及び予防を研究目的としている者で、石川県健康福祉部生活習慣病対策室長（以下、「生活習慣病対策室長」という。）が石川県成人病検診管理指導協議会登録・評価等部会がん情報管理委員会の意見を聞き、適切と認めた者

(資料の利用)

第3 利用者は、がん登録資料の利用にあたっては本要領に定める利用手続きを経なければならない。

(利用の申請)

第4 がん登録資料の利用を希望する者は、生活習慣病対策室長あて「石川県地域がん情報管理事業資料（がん登録資料）利用申請書」（様式第1号）により利用申請しなければならない。

なお、個人を特定しうる情報を含む資料を利用する場合は「石川県地域がん情報管理事業資料（がん登録資料）利用に関する誓約書」（様式第2号）を添えて申請しなければならない。

(利用の審査)

第5 生活習慣病対策室長は、以下の基準に基づき、申請内容について石川県成人病検診管理指導協議会登録・評価等部会がん情報管理委員会の意見を聞くものとする。

- (1) 利用目的（研究等）が悪性新生物の診断・治療及び予防を目的としていること。
 - (2) 利用目的（研究等）の公益性が高いこと。
 - (3) がん登録情報利用の必要性が高いこと。
 - (4) がん登録情報の提供による個人又は、第三者の権利利益侵害の可能性がないこと。
- 2 第5第1項の審査は、次の各号についてはがん情報管理委員会の委員長、副委員長、法律の専門家による簡易審査とができる。簡易審査の結果については、審査を行った委員以外のすべての委員に報告されなければならない。
- (1) 個人を特定しうる情報を含まない統計解析を目的とした資料の提供を希望する場合。
 - (2) 石川県地域がん情報管理事業に協力している医師または医療機関の管理者が、現在の診療に役立てる等の目的で、届出患者の予後の情報提供を希望する場合。
 - (3) がん検診の精度管理のため、検診受診者のがん罹患状況などの資料の提供を希望する場合。
- 3 生活習慣病対策室長は、「石川県成人病検診管理指導協議会登録・評価等部会がん情報管理委員会申込」（様式第3号）に基づき、登録資料利用の承認について決定し、「審査結果通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

(提供と受領)

- 第6 利用者は利用を承認された対象範囲及び項目についてのみ、コンピュータ出力帳票又は磁気媒体により提供を受けるものとする。
- なお、オンライン供給による資料の提供は行わないものとする。
- 2 利用者は、「石川県地域がん情報管理事業資料(がん登録資料)受領書」(様式第5号)を生活習慣病対策室長に提出しなければならない。
- 3 利用期間は当該提供に係る承認の日から最長1年間とする。

(返却、消去)

- 第7 利用者は、利用期間が終了したとき、又は利用目的が完了したときには、提供された資料のすべてを返却又は消去し、直ちに「石川県地域がん情報管理事業資料(がん登録資料)返却・消去報告書」(様式第6号)を提出しなければならない。
- 2 第7第1項の様式第6号の提出は、第5第2項第1号については省略することができる。

(利用者の責務)

- 第8 がん登録資料利用者は、次の各号を遵守しなければならない。
- (1) がん登録資料を承認された目的、方法以外に利用してはならない。また、第三者にがん登録資料を譲渡、貸与、閲覧させてはならない。
 - (2) がん登録資料から得た患者個人及び届出医療機関の情報を漏らしてはならない。
 - (3) がん登録資料から得た患者個人、その家族及び届出医療機関と接触してはならない。
 - (4) がん登録資料の保管に最大限配慮しなければならない。

(利用者への検査等)

- 第9 生活習慣病対策室長は、この細則によりがん情報を提供した場合、必要に応じてその資料の保管状況等について立ち入り検査し、または報告を聴取することができる。
- 2 がん登録資料の提供を受けた者は、前項の検査、報告に協力しなければならない。
- 3 生活習慣病対策室長は、検査等の結果、利用者に遵守事項の違反があった場合は、ただちに提供した資料の返還を求めることができる。

(利用の明示と成果の報告)

- 第10 利用者は、研究結果の報告、発表、投稿にあたっては、石川県地域がん情報管理事業の資料を利用したことを明記しなければならない。
- 2 利用者は、「石川県地域がん情報管理事業資料(がん登録資料)利用(研究)成果報告書」(様式第7号)と報告、発表、投稿した報告書、抄録、論文の写しを生活習慣病対策室長あてに提出しなければならない。
- 3 第10第2項の様式第7号の提出は、第5第2項第2号、第3号については省略することができる。

(利用状況の報告)

- 第11 生活習慣病対策室長は、定期的にがん情報資料の利用状況について、石川県成人病検診管理指導協議会登録・評価等部会がん登録委員会及びがん情報管理委員会に報告しなければならない。

(主管部局)

- 第12 主管部課は、石川県健康福祉部生活習慣病対策室とする。

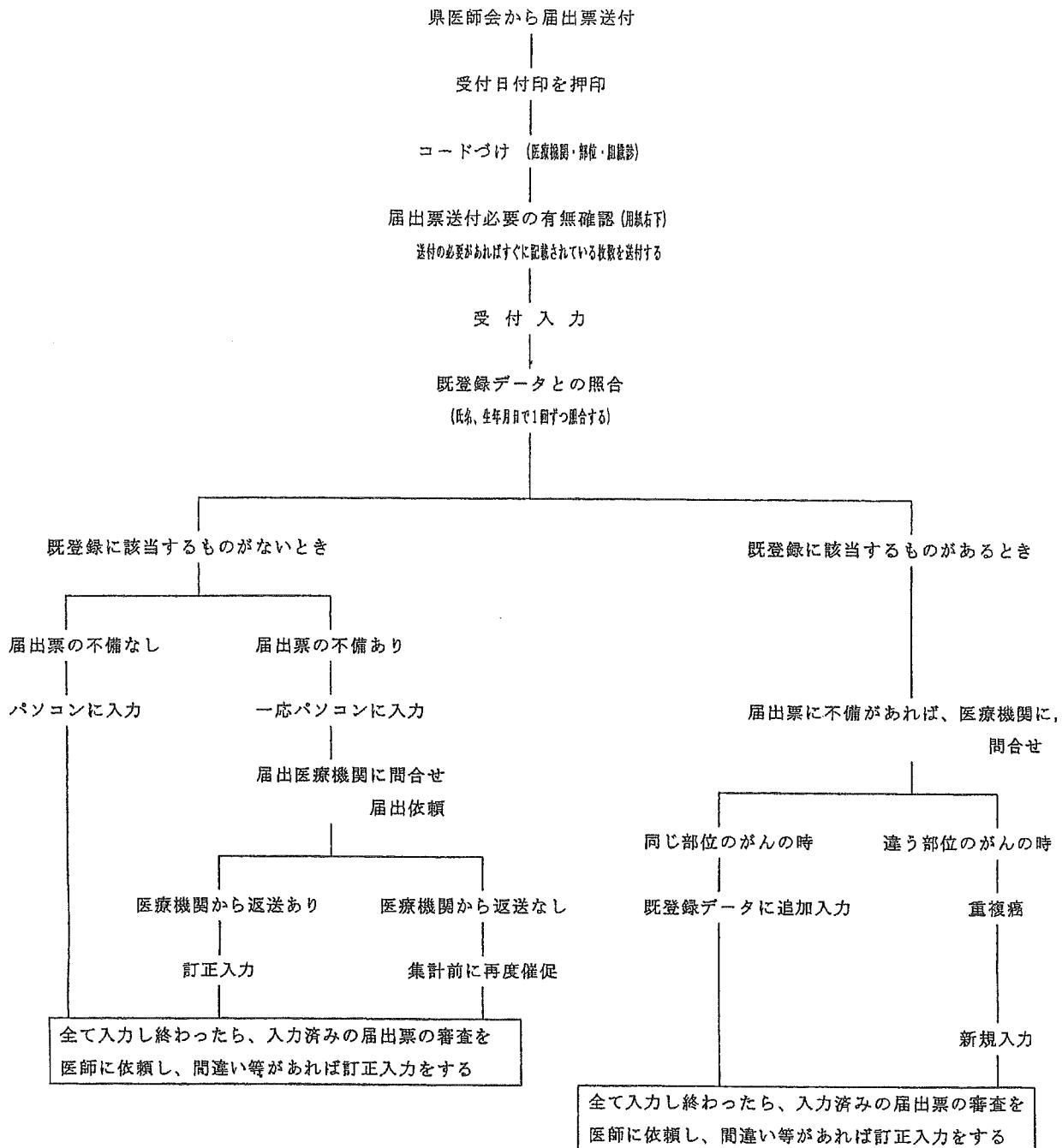
(その他)

- 第13 生活習慣病対策室長は、本取扱要領に記載のない申請事項については、関係機関と協議して定める。

附則：この細則は平成16年1月30日から施行する。

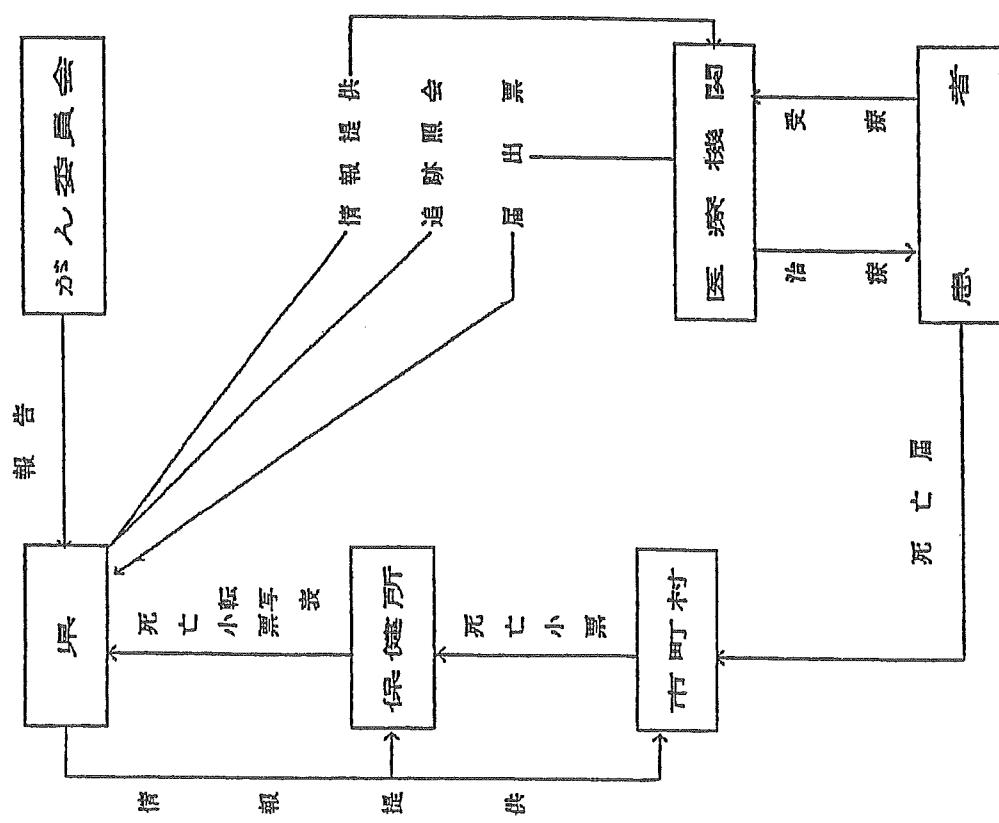
がん登録事業概要フロー図

1. 届出票入力関係

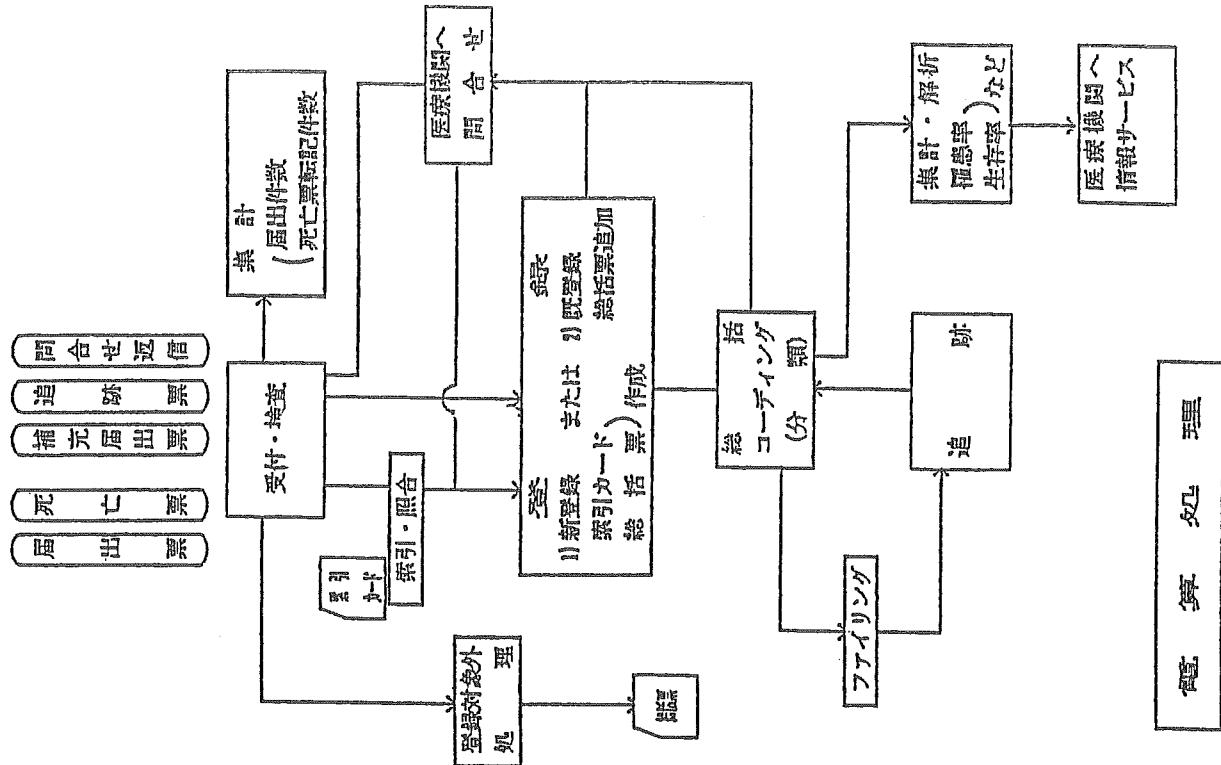


- ・毎日がん患者情報のデータバックアップをとる。
- ・受付入力をした日は受付のバックアップもとる。

方々登録システム全体図



方々登録作業フローチャート



福井県悪性新生物（がん）患者登録事務要領

1. 目的

この調査は、福井県における悪性新生物（がん）患者の実態を把握するために、県下全医療機関の協力を得て、悪性新生物（がん）患者を調査登録し、その解析をもとに、福井県がん対策の推進に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

福井県は、福井県医師会および全医療機関の協力ならびに地域の後援・援助を得て実施する。

3. 福井県がん委員会の協力

がん登録を円滑に効果的に行うため、福井県がん委員会の指導、助言を得るものとする。

4. 調査対象

- (1) 調査登録の対象となる疾病は、すべての悪性新生物および性質不詳の新生物（第9回修正国際疾病分類の140～208および230～239に該当）とし、昭和60年1月1日以後、毎年診断した患者について、調査登録するものとする。
- (2) 昭和60年1月1日以後毎年悪性新生物（がん）患者で、死亡したもの。

5. 調査方法

県内の医療機関の医師は、次の事項に該当する患者について、悪性新生物患者届出票に所要事項を記入するものとする。

(1) 生存患者

- 新患者 はじめて悪性新生物（がん）と診断されたもの。（疑い患者もふくむ）
- 再発患者 治療が終了または治療を中止している者で、再び悪性新生物（がん）に罹患したと診断されたもの。
- 重複患者 届出済の患者で、新たに他の悪性新生物（がん）に罹患したと診断されたもの。
- 確定した患者 届出済の疑い（疑診）患者で、診断が確定した患者。

(2) 死亡患者

- 年内死亡患者 悪性新生物患者で、年内（1月1日～12月31日）に死亡したもの。

6. 患者届出票の配布

患者届出票は、福井県医師会よりそれぞれの全医療機関に配布するものとする。さらに、直接届出票の送付申込みのあった場合は直ちに送付する。

7. 届出票の提出方法

患者届出票の提出は患者の秘密保持に留意し、所定の封書により登録室あて送付するものとする。

8. 調査票提出の時期

昭和60年1月1日以後悪性新生物（がん）患者発生ごとに、患者届出票に記入の上送付されることとする。

9. 登録

登録室は、患者届出票の送付を受けたときは、患者ごとに所要事項を登録する。

10. 死亡小票写しと照合

福井県は、死亡小票転写票により調査登録にかかる照合を行う。

11. 事後追跡調査

補充調査および追跡調査を行う場合は、福井県医師会が主治医の協力を得て実施するものとする。

12. 関係機関・関係団体・専門医会の協力

本事業は、県下の医療機関その他研究機関・関係機関・関係団体・専門医会の全面的な協力を得て行うものとする。

13. 秘密の保持

この業務に従事した医師、その他の関係者は業務上知り得た患者に関する秘密については、これを厳守するものとする。

14. 個人との接触

登録室は、主治医の許可なく患者個人に、直接接觸しないものとする。

15. 結果の公表

福井県は、集計・解析した結果を医療機関ならびに関係機関へ送付し公表する。

また、公表する資料以外の資料照会に関して特別に要望があれば、がん委員会で検討するものとする。

福井県がん登録データ管理取扱規約

一般則

- 1 がん登録の作業に関与する者は、業務上知り得た個人並びに個々の医療施設の情報を他に漏らしてはならない。
- 2 登録等に際し、主治医の許可なく患者個人に直接接触してはならない。

細則

- 1 入力
 - (1) 登録事項の電算入力は、健康増進課長が指名した職員が行う。
 - (2) 入力業務を業者に委託する場合には、情報の保護に関する誓約を事前に文書で行わせるものとする。
- 2 届出票原票等の管理
 - (1) 届出票原票およびデータを入力したディスク類は、所定の保管庫に施錠し保管する。
 - (2) 入力作業等により生じた不要の帳票、ディスク等はその都度廃棄または消去する。
- 3 届出内容についての医療機関への問い合わせ
 - (1) 届出医に対する届出患者についての問い合わせは、健康増進課長または健康増進課長が承認した者が行う。
 - (2) 電話により問い合わせる場合、電話相手が届出医であることを確認した後、問い合わせを行う。
 - (3) 文書による問い合わせは、必ず（簡易）書留便で行う。
 - (4) 届出医が退職等で連絡不能の場合は、がん登録担当医、病歴室担当者または医事課長に問い合わせを行う。
- 4 出張採録
福井県がん委員会届出票審査部会委員等が出張採録を行う場合は、予め相手機関に申請し、許可を得た上で出向し、所定届出票に必要事項のみ転記する。
- 5 情報提供
公文書公開制度に基づく情報の公開請求等については、福井県公文書

公開条例の規定により処理するものとし、本規約は、これによらない情報提供について定める。

(1) データの利用の定義

データの利用とは、がん登録事業を日常業務にしていない者が、臨床目的や疫学研究、保健医療計画の策定、評価などの、がん登録事業が本来目指している目的のために福井県がん登録事業に蓄積された情報を閲覧したり複写等により外部に持ち出すことをいう。

(2) 提供する情報の形態

画面への表示、帳票、フロッピーディスク、光磁気ディスク、その他

(3) 提供する情報の制限

原則として、集計処理等により個人名が特定できないものに限る。個人票は、個人名を特定できない形で提供する。ただし、利用目的上やむを得ない場合はこの限りではない。

(4) 事後の情報処理

利用者は事後速やかに利用した情報を健康増進課長に返還するか消去する。

(5) 利用手続き

①利用しようとする者は、福井県医師会がん登録委員会に利用目的等を記載した利用申請書に秘密保持の誓約書を添付して提出する。
②同委員会は、利用の適否について審議の上、その結果を福井県医師会長に報告する。

③福井県医師会長は、この報告を踏まえ利用の適否について意見を付して福井県健康増進課長に利用申請書類を送付する。

④健康増進課長は、この利用申請を適当と判断した場合は、利用を認める。

特に問題点があるときは、医師会長と協議して決定する。

⑤利用者は、事後速やかに報告書等利用成果物を文書にて同委員会を経由して福井県医師会長に提出する。

⑥県医師会長は、同成果物を審査の上、健康増進課長へ届出る。

⑦県が行政目的に利用するときまたは他の行政機関から行政目的の利用依頼があった場合は、健康増進課長は医師会長と協議の上、その当否を判断する。

付 則

- 1 この規約は平成9年4月1日から施行する。
- 2 データ管理取扱い規約〔福井県医師会がん登録作業上のとりきめ〕(昭和63年8月7日施行)は、廃止する。

(提出用)

岐阜県がん登録届出票 (秘)

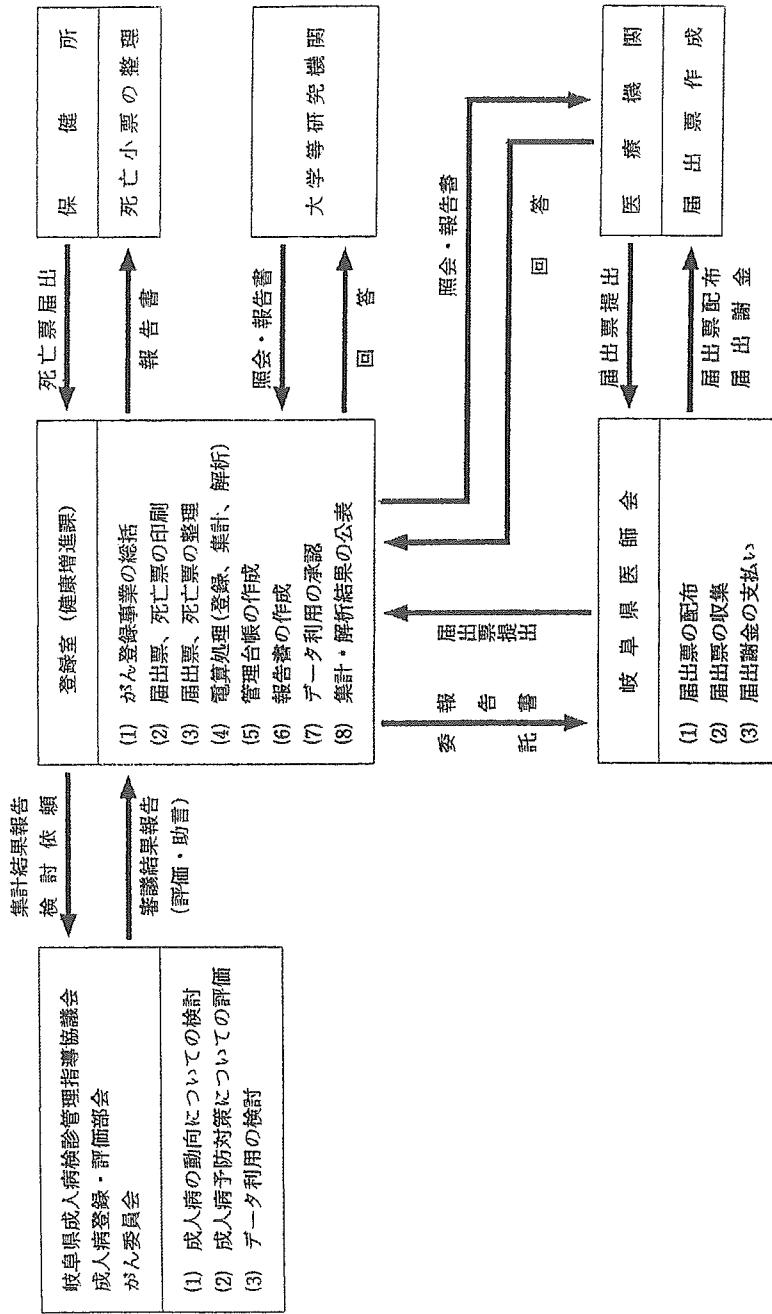
(※印のついている項目は、記入の必要はありません。
 (◎3枚目の裏面に記入要領があります。

※登録番号		受付年月日		平成 年 月 日	
		記入年月日		平成 年 月 日	
※初回の登録		届出・訂正		明治 大正 昭和 年 月 日	
(◎氏名)		1 男 2 女 別		平成 年 月 日	
(◎氏名)				※西洋暦の患者の場合 西暦 () 歳	
現住所		岐阜県 市・郡 町・村 番地 [道・府・県]			
②受診動機		1 検診 · 2 自覚症状 · 3 他疾患治療中 · 4 その他			
①初発診断日		平成 年 月 日		1 初発 再発診断日 2 再発 () 3 不明	
③原発部位				※脳膜、胸および 中枢神経系の新生物 (良性・悪性)	
④病理診断		1 有 2 無	1 悪性 2 良性 3 境界悪性 4 性状不詳・判定不能	⑤臨床診断名 ※例「高分化型肺癌」等	
⑥進行度		1 上皮内 2 限局性 3 所属リンパ節転移 4 隣接臓器浸潤 5 遠隔転移 6 不明		1 有 ※有の場合、重複がんについて、別に 一通届出下さい。 2 無	
⑦手術		平成 年 月 日		1 病巣治癒切除 (ポリベクトミーを含む) 2 病巣非治癒切除 3 病巣非切除 4 その他 [TAE・PEIT・その他()]	
⑧死亡日		平成 年 月 日		1 原病死 2 他病死 () 3 その他 ()	1 有 2 無
1 他院から紹介された (紹介元)				2 他院へ紹介する(予定) (紹介先)	
医療機関名				医療機関名	
診療科名				備考	
担当医師名					

H14.1. 3×50×100

R100

岐阜県がん登録システム体系図



岐阜県がん登録事業実施要領

(目的)

第1条 岐阜県がん登録事業(以下「登録事業」という。)は、がんが本県における死亡原因第1位である現状に鑑み、がん患者の登録を実施することにより、県域におけるがんの実状を把握、解析し、もって総合的ながん対策の推進に資することを目的とする。

(実施主体及び登録室)

第2条 この事業は、県が社団法人 岐阜県医師会(以下「県医師会」という。)、地域医師会及び医療機関その他関係機関の協力を得て実施する。

2 この事業を実施するため、健康政策課内に岐阜県がん登録室(以下「登録室」という。)を設置する。

(登録対象者)

第3条 医療機関においてがんと診断された患者及び県内に住所を有していたがん死者を登録対象者とする。

(登録実施方法)

第4条 岐阜県がん登録届出票(別記第1号様式。以下「届出票」という。)及び、岐阜県がん登録死亡票(別記第2号様式。以下「がん登録死亡票」という。)により、次のとおり個々の患者情報を登録する。

(1) 届出票

- ア 県は届出票によるがん患者に関する情報収集業務を県医師会に委託するものとする。
- イ 県医師会は、届出票の用紙及び返信用封筒を各医療機関に配布する。
- ウ 医療機関は、前条に規定する疾患を診断したときは届出票に必要事項を記載のうえ、県医師会に送付する。
- エ 県医師会は、医療機関から送付された届出票を受理し、1か月分を取りまとめ翌月の20日までに登録室に搬入する。

(2) がん登録死亡票

- 県保健所は、人口動態調査令施行細則(昭和23年厚生省令第6号)第5条に規定する人口動態死亡小票に基づきがん登録死亡票を作成し、1か月分を取りまとめ翌月の20日までに登録室に搬入するものとする。

(3) 登録

- 登録室は、届出票及びがん登録死亡票を受理し、患者ごとに所要事項を登録する。

(4) 出張採録

- 登録は、届出票の送付及びがん登録死亡票の搬入によるが、必要な場合には登録室の職員が出張採録するものとする。

(集計及び解析)

第5条 登録室は、前条の方法により登録した情報について集計及び解析を行う。

(公表)

第6条 県は、集計及び解析した結果について年報にまとめ公表する。

(事業の周知)

第7条 登録事業の周知については、県及び県医師会が行う。

2 県は、その業務の一部を県医師会に委託するものとする。

(がん登録・評価等部会)

第8条 県は、この事業を円滑かつ効果的に実施するため、岐阜県成人病検診管理指導協議会がん登録・評価等部会(以下「がん登録・評価等部会」という。)の評価及び助言を得るものとする。

(届出謝金)

第9条 県は、第4条(1)ウに規定する届出を行った医療機関に対し、届出謝金を支払うものとする。

2 前項の届出謝金の額は、別に定める。

3 届出謝金の支払は、県医師会に委託して行うものとする。

(秘密の保持)

第10条 この業務に従事する者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(資料の保管)

第11条 資料の保管については、その取扱いに十分な配慮を払うものとする。

なお、資料の保存年限は次のとおりとする。

(1) 届出票	不用になった時点で直ちに裁断又は消却
(2) がん登録死亡票	6か月
(3) データディスク、データカセット	不用になった時点で直ちに消却

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、がん登録・評価等部会と協議のうえ別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

岐阜県がん登録事業に関する情報の取扱いに関する要領

1 目的

この要領は、岐阜県がん登録事業実施要領に基づき収集、登録する情報の取扱いについて必要事項を定め、個人情報等の秘密を保護することを目的とする。

2 情報の収集

- (1) 担当の職員が出張採録により情報を収集するときは、収集する情報の内容を明示し、医療機了解を得たうえで実施する。この場合、担当職員は身分を明らかにした書面を携帯する。
- (2) 届出票、死亡票等の処理は、担当職員のみがこれを行う。

3 情報の登録

- (1) 収集した情報の登録は、担当職員のみがこれを行う。
- (2) 登録室に設置した電気計算機はオフラインとし、他の電子計算機との結合は行わない。
- (3) 担当職員は、登録作業に従事したときは、その都度岐阜県がん登録作業記録簿（様式第1号）に記入しなければならない。

4 情報の管理

- (1) 届出票の管理
登録室に送付された届出票及び死亡票については、必要な確認措置を講ずるとともに、処理後は施錠したキャビネットに保管する。
- (2) 出力帳票の管理
①出力帳票は、すべて施錠したキャビネットに保管する。
②出力帳票は、使用目的を達したときは直ちに裁断により廃棄する。
- (3) 磁気ディスクの管理
①登録情報は、作業中の事故又は故障に備えて、毎日作業終了後、磁気ディスクに複写する。
②磁気ディスクは、すべて施錠したキャビネットに保管する。

5 登録情報の利用及び提供

- (1) 利用制限
登録情報は、がん登録事業の目的以外に使用してはならない。
- (2) 公表資料以外の情報の提供
①年報等により公開された資料以外の情報を利用しようとする者は、岐阜県がん登録情報利用申請書（様式第2号）を健康局長に提出する。
②健康局長は、当核申請が次に掲げるすべての条件を満たしていると認めるときは、利用の承認を行うことができる。
ただし、患者個人が識別され得る情報は、承認することはできない。
(ア) 登録資料の利用が保健医療の向上又は研究のためであること。
(イ) 登録資料の利用ががん対策の推進に寄与するものであること。
(ウ) 利用する登録資料が利用目的を達成するうえで、必要最小限であること。
(エ) 登録資料から知り得た情報の管理が適切に行われること。

- ③健康局長は、承認又は不承認の決定を行ったときは、様式第3号又は様式第4号により申請者に通知するものとする。
- ④健康局長は、③の決定をする前に「岐阜県成人病検診管理指導協議会がん登録評価部会」の意見を聴かなければならない。
- ⑤申請者は、資料の提供を受けるときは、誓約書（様式第5号）を健康局長に提出しなければならない。
- ⑥申請者は、登録資料を利用して行った研究成果の公表に当たっては、健康局長と事前に協議するとともに、その成果物を提示しなければならない。

6 個人情報の非開示

患者個人が識別され得る情報は、いかなる場合も開示しない。

また、届出医療機関からの患者の予後に関する情報（死亡年月日、又は死因等）についても同様とする。

7 地方公共団体との情報交換

- (1) 健康局長は、がん登録事業を実施している地方公共団体に対し、県内に住所を有するものに関する情報の提供を依頼することができる。
- (2) 健康局長は、がん登録事業を実施している地方公共団体から、当該地方公共団体に住所を有する患者の情報の提出依頼があった場合は、該当する届出票（誤って提出のあったもの）の写しを送付することができる。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

注) 様式第1号、第3号、第4号の添付は省略した。

※この欄の記入は必要ありません

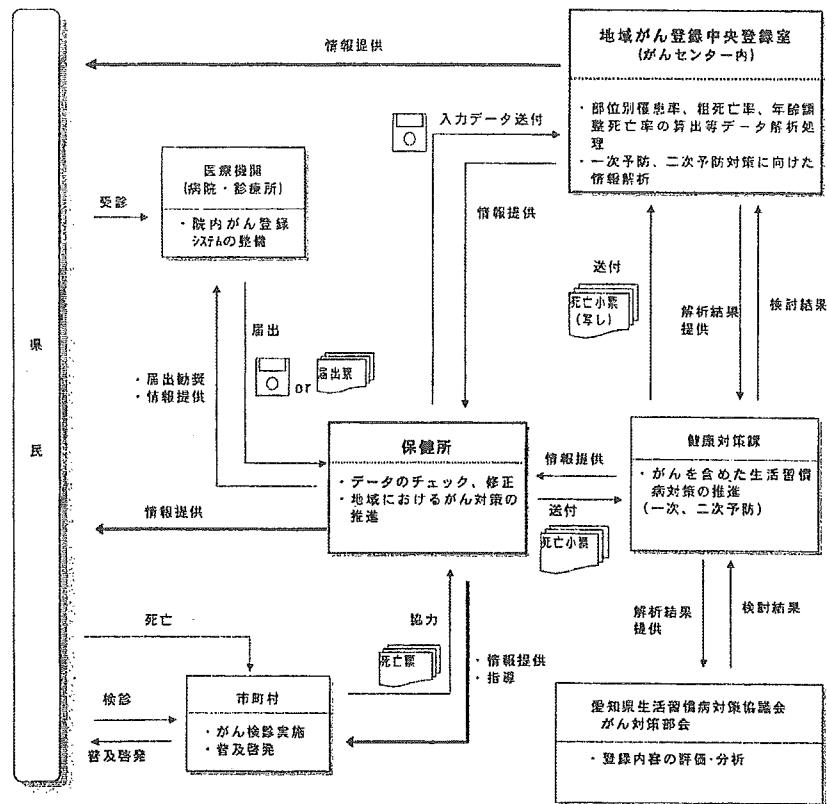
愛知県悪性新生物患者届出票 (秘)

※受付番号	
※受付年月日	

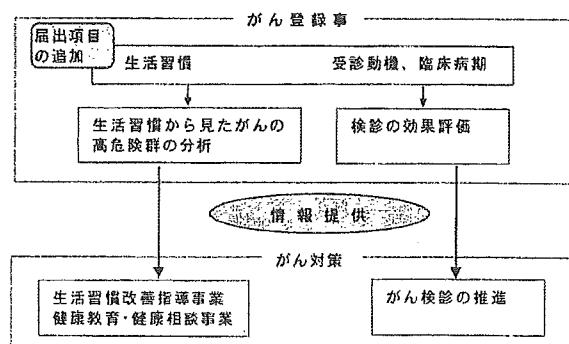
医療機関	所在地			
	名称			
	担当医師	農院整理番号		
フリガナ		性別	生年月日	
患者氏名		1 男 2 女	1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 西暦	年月日
住所	愛知県 名古屋市	市 郡 区	町 村	
喫煙習慣	1 吸わない 2 やめた 3 吸う(1日約本)			
飲酒習慣	1 飲まない 2 やめた 3 時々飲む 4 飲む(週4日以上)			
診断名 (原発部位)		組織型 (分化度)	(分化度が分かる場合は、分化度も記入してください)	
診断年月日	3 昭和 4 平成 5 西暦	年月日	初発・再発	1 初発 2 再発
受診動機	1 検診 2 自覚症状 3 他院より紹介 4 その他() 9 不明			
診断方法	(実施されたすべての検査に○をつけてください) 1 細胞診 2 組織診 3 剖検 4 その他()			
進展度	1 病巣の広がり	1 上皮内 2 当該臓器に限局 3 所属リンパ節転移 4 隣接臓器浸潤 5 遠隔転移 9 不明		
	2 TNM分類	T N M	(分類が分かれば記入してください)	
	3 臨床進行度分類	(分類が分かれば記入してください)		
主な治療法	1 手術 (内視鏡切除を含む)	有(1 治癒切除 2 非治癒切除 3 その他) 5 無		
	2 放射線治療	1 有 2 無		
	3 化学療法	1 有 2 無		
	4 その他()			
死亡年月日	3 昭和 4 平成 5 西暦	年月日		
その他参考となる事項 (任意)	(患者の紹介先、病状、治療等参考となる事項がありましたらご記入ください。)			

記入方法については、裏面をご参照ください。

愛知県地域がん登録システム概略図



今後の事業展開



愛知県悪性新生物患者届出要綱

(昭和37年3月 制 定)

(昭和55年1月一部改正)

(平成元年6月一部改正)

(平成9年1月一部改正)

(平成10年4月一部改正)

(平成11年1月一部改正)

(平成11年6月一部改正)

(平成12年4月一部改正)

(平成15年4月一部改正)

第1 方針

近年における悪性新生物による死亡の増加にかんがみ、本県における悪性新生物患者(以下「患者」という。)の実態を把握するため、患者の調査を実施し、がん対策の推進に寄与するものとする。

第2 診断時の届出

- 1 県内に所在する医療機関は、次に掲げる場合に、別紙様式による愛知県悪性新生物患者届出票(以下「届出票」という。)に所要事項を記載のうえ、速やかに知事に届出するものとする。なお、届出は、届出票によるほか、所要事項を入力した磁気媒体でも差し支えないものとする。
 - (1) 他の医療機関からの届出の有無にかかわらず、患者と診断した場合。
 - (2) 治療が終了し、又は治療を中止している者を、再び患者であると診断した場合。
 - (3) 届出済みの患者があらたに別の悪性新生物に罹患したと診断した場合。
- 2 届出の対象となる悪性新生物は、別紙の第10回改訂国際疾病分類のC00～C97及びD00～D09に掲げる疾患とする。

第3 届出の方法

届出は、患者にかかる秘密の保持に留意し、届出票は、届出票送付専用の封筒(以下「封筒」という。)で、当該医療機関を所管する保健所あて(但し、名古屋市内の医療機関については愛知県健康福祉部健康対策課あて、豊橋市内の医療機関については豊橋市保健所あて、岡崎市内の医療機関については岡崎市保健所あて及び豊田市内の医療機関については豊田市福祉保健部あて)に届出るものとする。

第4 登録データの作成

知事は、第2による届出を受けたときは、電子計算機処理により患者ごとに登録し、そのデータを保管するものとする。

第5 秘密の保持

この業務に従事した医師その他の関係者は、患者について業務上知り得た秘密については、これを厳守するものとする。

第6 統計資料の利用

悪性新生物患者登録事業報告書等により公表されている以外の統計資料(個人情報を除く。)を保健、医療及び学術研究のため利用する場合には、申込書(様式1)を提出するものとする。

第7 用紙等の配布

届出票及び封筒は、愛知県健康福祉部健康対策課、県保健所又は地域医師会から、各医療機関に配布するものとする。

第8 届出の開始期日

この要綱による届出は、平成15年4月1日以後届出する患者について行うものとする。